

教員の資質の向上のための総合的な施策について

養成・免許・採用

○教員養成課程

- ・「教職実践演習(仮称)」の必修化【教育職員免許法施行規則改正(平成19年度)予定】
- ・教職大学院の創設【関係制度の改正(平成18年度)予定】

○教員免許制度

- ・教員免許更新制の導入
- ・分限免職処分を受けた者の教員免許の失効・取上げ【教育職員免許法改正(平成19年度)予定】

○教員採用

- ・面接、実技試験の重視
- ・社会人等の特別選考
- ・民間人校長等の登用
- ・特別非常勤講師の活用

現職教員に対する施策

○優秀教員顕彰【事業の実施や指導等により推進】

- ・46都道府県・指定都市教育委員会で実施(平成18年度)
- ・国による表彰の実施(文部科学大臣優秀教員表彰事業:平成18年度から実施。765名表彰。)

○給与上の処遇

- ・教員の能力・実績に応じたメリハリある処遇【関係法令改正(平成20年度)予定】

○新しい職を法的に位置づけ

- ・「副校長(仮称)」の創設【学校教育法等改正(平成19年度)予定】
- ・「主幹(仮称)」の創設【学校教育法等改正(平成19年度)予定】
- ・「指導教諭(スーパーティーチャー)(仮称)」の創設【学校教育法等改正(平成19年度)予定】

○教員評価【指導等により推進】

- ・教員評価の結果を処遇に反映

○現職教員研修【指導等により推進】

- ・初任者研修、十年経験者研修など教員研修の充実
- ・民間企業等での社会体験研修

○指導力不足教員の人事管理システム

- ・全都道府県等で整備されており、平成17年度、506名が指導力不足教員として認定中
- ・指導力不足教員の人事管理システム等の法制化【教育公務員特例法改正(平成19年度)予定】

○条件付採用期間制度【指導等により推進】

- ・平成17年度は、本制度により198名が不採用

教壇からの退出

○分限処分(不適格教員)[適格性欠如・心身の故障・勤務不良等]

→平成17年度:17名

○懲戒処分(非違行為)[交通事故・わいせつ・体罰等]

→平成17年度:156名

○事務職員など他職への転任→平成17年度:2名【指導等により推進】